

神奈川県監査委員報告第 37 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 28 年 12 月 20 日

神奈川県議会議長 森 正 明 様
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様
神奈川県教育委員会教育長 桐 谷 次 郎 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 土 井 りゅうすけ
同 赤 井 かずのり

第 1 監査の種別及び実施箇所数
随時監査を出先機関 10 箇所について実施した。

第 2 監査実施期間
平成 28 年 8 月 31 日から同年 11 月 9 日まで

第 3 監査の結果

1 補完的財務監査

平成 27 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、2 箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（2 箇所）

ア 政策局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県県西地域 県政総合センター	平成 28 年 9 月 29 日 (平成 28 年 9 月 2 日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、正規の勤務時間を超えて農地用務に従事した職員 1 名に対して、時間外勤務手当 1 件、3,555 円を支給していなかった。

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢土木事務所	平成 28 年 10 月 31 日 (平成 28 年 9 月 15 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費 5 件、1,000 円を支給していなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所 (3 箇所)

ア 政策局

神奈川県県央地域県政総合センター

イ 県土整備局

神奈川県厚木土木事務所

ウ 教育委員会

神奈川県立海洋科学高等学校

2 年度末財務監査

平成 27 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末の執行状況を調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、2 箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 (2 箇所)

ア 環境農政局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	平成 28 年 11 月 9 日 (平成 28 年 8 月 30 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成 27 年度自然環境保全センター箱根出張所庁用自動車運行管理業務委託契約(基本管理委託料 2,151,360 円)について、仕様書に定める運行管理責任者及び運行管理者の選任届を受注者から受領しておらず、運行管理責任者等が不明なまま業務を実施させていた。この結果、業務の遂行計画に関する指示である運行計画を受注者の従事者に対して直接提示することになるなど昭和 61 年労働省告示第 37 号等に反した事務処理を行っていた。

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚土木事務所	平成 28 年 9 月 29 日 (平成 28 年 9 月 13 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ、副所長の専決として処理していた。</p> <p>2 収入事務において、海岸使用料の調定が 3 月を超えて遅れているものが 1 件、2,500 円あった。</p>

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（3箇所）

県土整備局

神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県県西土木事務所、神奈川県県西土木事務所

小田原土木センター